

第4部 具体的施策の展開

1) 国土の空間的特性等に応じた保全と持続可能な利用

森林・林業

1. 基本的考え方

森林の生物多様性の構成要素は、その森林内に生育・生息する植物、動物や土壌中等の微生物の群集、あるいは種、個体群、個体、遺伝子等各レベルにおいて多種多様です。それぞれの森林が成立する立地状況や環境の多様さとも併せて、森林生態系は地球上の様々な生態系の中でも最も複雑なものの1つです。

森林は、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収・貯蔵や気温・湿度の調整を通じた気候の安定化、土砂流出の防止、水源のかん養など、人間の生存にとって欠くことのできない環境の基盤であるとともに、木材・燃料・食糧等の供給源、遺伝資源の宝庫として、人間にとって有用な様々な価値をもたらす資源の源泉であり、豊かな文化の根源でもあります。

森林の生物多様性の構成要素を利用するに当たっては、森林が果たしている多様な役割・機能を維持し、これら構成要素を将来にわたり持続可能な方法で利用していくことが重要です。このためには、原生的な森林を保全するというだけでなく、人間が利用している森林とその生物多様性の構成要素についても、利用しながらその多様性を維持するための努力を行うことが重要です。森林の生物多様性の保全とその構成要素の持続的な利用のためには、適正な森林の保護を図るとともに、森林の状況に応じた植栽、保育、間伐及び伐採の実施等適正な森林の整備及び保全が必要です。

また、これまで山村では、その豊富な森林資源を活用した林業生産活動が地域経済を維持してきており、このような林業生産活動に動機付けられた森林整備が営々と行われることによって、森林資源が造成されてきました。このような保全と持続可能な利用を将来にわたって継続するためには、林業生産活動の活発化を図るとともに、その基盤である山村地域の活性化が不可欠です。

近年、森林に対する国民の要請は、林産物の供給や国土の保全、水源のかん養に加え、国民生活の向上や価値観の多様化等を背景として、自然環境及び生活環境の保全、保健文化的な役割が重視され、特に地球温暖化問題や自然との共生のあり方への関心の高まりから、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫や生物多様性を保全する場としての森林の役割などを含めた多面的な機能の発揮に対する期待が一層高まりをみせています。また、森林を生態系としてとらえ、森林の保全と利用を両立させつつ、多様なニーズに永続的に対応していくための「持続可能な森林経営」の推進が世界的な潮流となっています。

しかしながら、木材輸入の増加等に起因する材価の低迷等により、林業採算性が

大幅に低下する中で、間伐、保育等森林を健全な状態に維持するための施業や伐採後の植林が行われない森林が見られるようになっており、森林の有する多面的機能の発揮にも支障をきたすおそれが生じています。

このため、森林に対する国民の多様な要請に応えられるようその整備及び保全を適切に行い、生物多様性を含む森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくことが求められています。

森林は、多様な生物のふるさとであり、林業は、こうした森林の生態系としての営みを活用し、森林の恵みである林産物を育成、供給し、その再生を図るという役割を果たしています我々人間は、このような森林の整備、保全、利用を循環的かつ持続的に行うことにより、生物の多様性を維持し、豊かでうるおいのある環境を創造していく必要があります。

II. 保全と持続可能な利用への取組

1. 森林の有する多面的機能の発揮のための森林整備の推進に関する施策

2001年7月、21世紀における森林及び林業に関する施策の基本指針となる「森林・林業基本法」が施行され、同年10月、基本法の理念を具体化し、的確な施策の実施を図るための基本的な計画として、「森林・林業基本計画」が策定されました。

森林・林業基本法は、基本理念として、森林の有する多面的機能の持続的発揮とそのために必要な林業の持続的かつ健全な発展を掲げており、これを受けて森林・林業基本計画では、全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮によって国民生活に寄与しており、広く全ての森林について、要請される様々な機能が高度に発揮されるよう、その整備を進めなければならないとしています。

しかしながら、狭小かつ急峻な国土に多くの人口を擁し、高度な経済・文化活動が展開されている我が国においては、一つの森林に高度に発揮すべき機能が併存するケースが多いことから、個々の森林について自然的条件や地域のニーズ等に応じた機能間の調整を行いつつ、より適切な森林の整備を進める必要があります。

このため、森林・林業基本計画において、地域の合意の下に、森林を整備していく上で重視すべき機能に応じ、水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保持林」、生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」並びに木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」に区分するとともに、

その区分にふさわしい、森林の適正な整備及び保全の実施により、森林施業の方法別の面積、蓄積及び成長量が十分確保されかつ安定的に推移する状況を「指向する森林の状態」として参考に示しています。

(1) 森林・林業基本計画における望ましい森林の姿とその誘導の考え方

森林の区分ごとの望ましい森林の姿やそれに誘導するための森林施業の考え方は次の通りです。

水土保持林

(望ましい姿)

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、落葉などの有機物が土壌に豊富に供給され、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力や水を蓄える土壌中のすき間が十分に形成され保水する能力に優れた森林であり、必要に応じて土砂の流出及び崩壊を防止する施設等の治山施設が整備されている森林。整備対象面積はおおむね1,300万haです。

(森林の区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方)

水土保持林における森林施業の推進に当たっては、高齢級の森林への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を基本とします。

針葉樹単層林については、上木を高齢級に移行させつつ、抜き伐りを繰り返して徐々に更新を図ることを基本に、状況に応じて植栽や天然力を活用した広葉樹導入により混交林化を図るなど複層状態の森林へ誘導して育成管理します。(水土保持林の約4割が対象)

傾斜が比較的緩やかで高い成長量を有する一定のまとまりのある針葉樹単層林については、面的な広がりやモザイク的な配置に留意し、適切な保育及び間伐を実施するとともに伐採年齢の長期化を図り単層状態の森林として育成管理します。

水源かん養機能等の発揮の観点から植栽が必要な未立木地や荒廃した林地については、単層状態の森林として整備します。この森林については、十分な成長を得た後、必要に応じて長期的に複層状態の森林へ誘導します。(水土保持林の約2割が対象)

主として天然力を活用することによって、水源かん養機能等の発揮が確保される森林については、必要に応じて更新補助や植栽をするなど適切に保全管理します。(水土保持林の約4割が対象)

ちなみに、水土保持林において育成単層林施業(森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業)を行う森林については、現在(平成12年)の約580万haから、指向する森林の状態では210万haに減少することとされています。

森林と人との共生林

(望ましい姿)

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息・生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林、騒音や風などを防ぎ生活に潤いと安心を与える森林、身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であり、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林。整備対象面積はおおむね550万haです。

(森林の区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方)

森林と人との共生林における森林施業の推進に当たっては、自然環境等の保全及び創出を基本とし、適正な整備及び管理を図ります。

原生的な自然や自然環境の保全上重要な野生動植物の生息・生育地である森林をはじめ、

優れた自然や景観を構成する森林については、自然の推移に委ねることを基本とし、必要に応じ植生の復元を図るなど適切に保全管理します。(森林と人との共生林の約6割が対象。)

生活に潤いとゆとりを与え、自然とのふれあいの場として、継続的な育成管理が必要な都市近郊や里山等の森林については、広葉樹と針葉樹の混交を含む複層状態の森林へ誘導します。(森林と人との共生林の約3割が対象。)

里山等の緩傾斜地に存在し、成長量の高い針葉樹単層林等については、景観等への影響を配慮した適切な保育及び間伐を基本として単層状態の森林として育成管理します(森林と人との共生林の1割に満たないものです。)

ちなみに、森林と人との共生林において育成単層林施業を行う森林は、現在(平成12年)のおおむね160万haから、指向する森林の状態では20万haに減少することとされています。

資源の循環利用林

(望ましい姿)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、団地的なまとまりがあり林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。整備対象面積はおおむね660万haです。

(森林の区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方)

資源の循環利用林における森林施業の推進に当たっては、効率的かつ安定的な木材資源の活用を基本とし、適正な整備及び保全を図ります。

針葉樹単層林については、群状又は帯状の抜き伐り等により効率的に複層状態の森林へ誘導して育成管理します。

針葉樹単層林に介在する広葉樹林等継続的な育成管理が必要な天然生林は、更新補助や本数調整などより優良大径木を有する複層状態の森林へ誘導します。(資源の循環利用林の約3割が対象)

高い成長量を有する針葉樹単層林等については、適切な保育及び間伐を基本とした単層状態の森林として育成管理します。(資源の循環利用林の約3割が対象)

尾根筋や沢筋など上記の森林の周辺に位置し、主として天然力を活用することによって、健全な状態が維持される森林については、必要に応じて更新補助や植栽をするなど適切に保全管理します。(資源の循環利用林の約4割が対象。)

ちなみに、資源の循環利用林において育成単層林施業を行う森林は、現在(平

成12年)のおおむね300万haから、指向する森林の状態では210万haに減少することとされています。

なお、すべての森林は上記の区分に関わらず、多様な生物の生息・生育の場として生物多様性の保全に寄与し、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として重要な役割を果たしていることなどを踏まえ、森林施業の実施に当たっては、重視すべき機能以外の機能の発揮に対し十分配慮する必要があります。

以上の目標を達成し、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、森林の整備の推進、森林の保全の確保、技術の開発及び普及、国民の自発的な森林の整備及び保全に関する活動の促進、都市と山村との共生・対流等に関する以下の施策を講ずることとします。

(2) 多面的機能の発揮のための森林の整備の推進

国民の要請に応え、森林の有する多面的機能を将来にわたり持続的に発揮できるよう、地域の特性に応じた森林施業の実施に努めるとともに、これらの森林施業を効率的に行うための林内路網の整備等を通じて、森林の整備を計画的に推進します。

重視すべき機能に応じた森林施業の計画的な推進

(重視すべき機能に応じた森林の区分の明確化)

重視すべき機能に応じて、森林施業が効率的かつ効果的に実施されるよう、森林計画制度に基づく諸計画において森林整備の推進方向等を国民に分かりやすく明示します。このうち、民有林については、市町村段階の森林計画である市町村森林整備計画において、地域の特性を踏まえつつ、重視すべき機能に応じた森林の区分とそれぞれの区分ごとの望ましい森林施業を明らかにします(国有林については、国有林の地域別の森林計画において、森林の区分等を明らかにしています(ページ、3.(2)参照)。)。さらに、森林所有者等が森林施業を計画的に推進できるよう、新たな森林施業計画制度についてその普及及び定着に努めます。

(森林整備の事業の着実な推進)

森林所有者が重視すべき機能に応じた適切な森林施業を推進することができるよう、造林、保育、林道の整備等の森林整備の事業について、森林の区分等

に応じた事業展開を図り、事業の目的を国民に分かりやすく提示した上で、計画的に推進する。また、受託等により森林所有者に代わって森林施業計画の認定を受けた者による森林施業の推進に努めます。

多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成するため、計画的かつ効率的な間伐の推進を図ることとし、間伐の共同実施、間伐材の利用促進等の総合的な取組を展開します。また、育成複層林の造成等を進める観点から、抜き伐りを繰り返しつつ、徐々に更新を行う長期育成循環施業の導入を図るなど計画的かつ適切な伐採及び造林の推進に努めます。

（林内路網の整備）

森林施業の計画的な推進に不可欠な林内路網については、施業の集団化、団地化等を通じた高能率な作業システムの構築を図るとともに、自然条件や導入するシステムに応じて、林道と作業道等の適切な組み合わせによる整備を推進します。このうち、林道については、林道の種類による役割分担を明確化した上で、その規格や構造の見直しを行い、森林や地形の状況等に応じた弾力的な整備を推進します。

また、小動物に配慮した側溝の設置や在来植生に配慮した緑化など、自然環境保全に対応した林道（「エコリンドー」）整備を一層推進します。

（優良種苗の確保）

生物多様性の保全等、森林に対する要請の多様化に応じた森林の整備に対応して、広葉樹を含めた多様な優良種苗の確保を図るため、林木育種、採取源の確保、苗木生産技術の向上等の生産対策及び流通対策を実施します。

（林木育種の推進）

林木育種については、平成13年に策定された「林木育種戦略」に基づき、生命科学の基盤となる林木遺伝資源の確保及び多様な育種ニーズに対応した新品種の開発のため、絶滅に瀕している種、老齢等による枯損の危機に瀕している巨樹、古木等多様な林木遺伝資源の探索・収集、収集した林木遺伝資源の適正な保存、特性評価、情報管理等を実施します。

また、これまで開発してきた精英樹等の遺伝的特性向上の推進を図るとともに、地球温暖化防止機能の高い森林の整備、緑豊かな生活、自然環境の創造等環境問題に対処するため、二酸化炭素吸収・固定能力の高い品種等の開発を実施します。

さらに、地球温暖化、熱帯林の減少・劣化等の環境問題に対処するため、熱帯林等の適正な保全と利用、緑の再生等開発途上国の持続可能な森林経営の取

組に対する海外林木育種技術協力を実施するとともに、林木育種の推進に当たっては、その多様化と高度化に対応するため、独立行政法人林木育種センターがその中核となり、都道府県、大学等関係機関との緊密な連携の下に効果的、効率的な実施を図ります。

（森林に関する情報の整備）

生物多様性を含む森林資源のモニタリングを全国約15,700点の固定プロットにおいて継続的に行うとともに、森林に関する情報を的確かつ効果的に把握、分析し、森林計画等に適切に反映できる地理情報システム（GIS）等を活用した情報管理体制の整備を図ります。また、持続可能な森林経営の基準、指標に関する国際的な取組や民間における森林認証への取組の進展状況も踏まえつつ、森林の有する多面的機能の持続的発揮に資する森林経営に対する森林所有者や地域住民等の理解を高めます。

森林施業の適切な実施に不可欠な地域における活動を確保するための支援

適切な森林整備を通じて森林の有する多面的機能の発揮を図る観点から、森林所有者等による計画的かつ一体的な森林施業が適時適切に行われるよう、その実施に不可欠な森林の現況の調査等の地域活動を確保するための支援措置を実施します。

公的な関与による森林の整備

森林の整備の推進は、良質な水、山地災害等に対し安全かつ安心な生活を確保のするとともに、良好な森林環境の保全・形成にも寄与します。このため、水源のかん養の機能等の公益的機能の発揮に対する要請の高い森林のうち、森林所有者等が自助努力を行っても林業生産活動のみでは適正な整備が進み難い森林について、その適正な整備が必要な場合には、治山事業や緑資源公団による対応により必要な整備を行うほか、森林所有者等からの施業や経営の受託によるものを含め森林整備法人等が行う森林の整備を推進します。

社会的コスト負担

水源の森づくりなど森林整備のための社会的コスト負担としては、一般財源による対応のほか、国及び地方における環境問題に対する税・課徴金等の活用、上下流間の協力による基金の造成や分収林契約、森林空間利用等への利用料金の徴収、ボランティア活動による対応など様々なものがありますが、今後、森林の有する多面的機能が持続的に発揮されるよう、社会経済情勢の変化等も踏まえ、国民の理解を得つつ、地域の状況にも対応して的確に選択していくことについて検討を行います。

(3) 森林保全の確保

森林の保全のための必要な規制

我が国の森林面積の約3分の1に相当する893万ha（平成12年度末）の森林については、特に公益的機能を発揮させる必要がある森林として保安林に指定され、土地の形質の変更や無秩序な伐採等の行為を規制し、その機能の維持増進の確保が図られているところですが、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させていくため、国土の保全や水資源のかん養に資する森林をはじめとして、里山林等の都市地域に残された森林や森林の保健・文化・教育的利用に資する森林等、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林としての指定を計画的に推進します。

また、森林に対する国民のニーズの変化を踏まえつつ、保安林の指定施業要件を見直すことにより、保安林の機能の十分な保全を図るとともに、多様な森林づくりのための保安林の適正な管理等を推進します。

保安林以外の民有林については、無秩序な開発がなされないよう、1haを越える開発行為に対する許可制度を通じて、森林の土地の適正な利用を確保します。さらに、優れた自然の風景地を構成する森林や自然環境を保全することが特に必要な森林等については、自然公園法や自然環境保全法に基づく制度等も活用します。

これらの規制の適正な運用を通じ、生物多様性の保全と持続可能な利用の営みの確保に寄与していきます。

山地災害等の防止と復旧

(災害に強い安全な国土づくり)

豪雨、地震、火山噴火、流木等多様な現象による山地災害を防止し、また、これによる被害を最小限にとどめることは、地域の安全性の向上に資するとともに、良好な森林環境の保全・形成にも寄与します。このため、山地災害の発生の危険性が高く、集落、市街地及び重要なライフラインに近接する地域の森林等を適正に保全するきめ細かな治山対策を推進します。

(水源地域の機能強化)

良質な水資源の安定的な供給と国土の保全に資するため、重要な水源地域における森林

について、土砂流出防止機能の向上や良好な森林水環境の形成を推進します。

森林病虫害等の被害の防止

- (ア) 生物多様性の保全をはじめ森林の多面的機能の確保に資するため、森林病虫害の的確な防除に加え、野生鳥獣の被害対策として、防護柵の設置等による防除を実施するとともに、生息環境となる広葉樹林の造成を図るなど共存にも配慮した対策を適切に実施します。

特に、松くい虫によって多大な被害を受けている松林については、保安林に指定された松林等の保全すべき松林について、的確な防除と健全な松林の整備を実施するとともに、保全すべき松林の周辺松林について、広葉樹林等への樹種転換を積極的に実施し、保護樹林帯を造成するなど総合的な被害対策を推進します。

- (イ) 林野火災や貴重な植物の盗採、林地の汚染等森林が受ける各種被害を防止し、生物多様性の保全を図るため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林保全推進員等による森林パトロールなど監視活動を実施するほか、防火線、防火林道等の整備を推進します。

また、全国山火事予防運動の実施等林野火災の未然防止について啓発活動を実施するとともに、林野火災多発危険地域への林野火災予防資機材の配備等を実施します。

- (ウ) 酸性雨等による森林への影響を早期に把握し、必要な対策を講じるため、酸性雨等森林被害に関するモニタリングを実施するとともに、酸性雨の発生機構及び森林への影響に関する調査・研究結果を踏まえ、大気保全施策と連携を図りつつ森林の健全性確保に努めます。

(4) 緑の再生の推進

自然との共生を図る森林づくりを推進する観点から、地域の生物多様性の向上、二酸化炭素の吸収源としての森林の機能の高度発揮に資するよう、被害を受けた森林、施業が放棄されている都市近郊林や里山、疎林、笹生地など機能が著しく低下している森林等について、地域固有の多様で豊かな自然林等を再生・創出する対策の推進を図るとともに都市の生活環境保全の観点から、都市生活者の憩いの場や多様な生物の棲息の場等としての森林の造成に努めます。

(5) 技術の開発及び普及

生物多様性の保全を含む森林の多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展並びに林産物の供給及び利用の確保を図るため、森林、林業及び木材産業分野全般にわたる研究、技術開発及びその成果の効果的な普及の推進を図ることが必要です。

研究及び技術開発の推進

平成13年に策定された「森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略」及び「林木育種戦略」で明確にされた課題及び目標の下で、国、独立行政法人及び都道府県の試験研究機関が大学学術団体民間等との産官学連携の強化を図りつつ研究及び技術開発を効率的かつ効果的に推進します。

林業普及指導事業の推進

生物多様性の保全を含む森林の多面的機能の発揮を目的とした森林経営に必要な知識・技術についての研究・技術開発の成果の移転を行い、自然条件や個々の林業経営の実態等に即したきめ細かな普及等に努め、地域の特性に応じた林業普及指導事業を効率的かつ効果的に推進します。

(6) 山村地域における定住の促進

里地里山等中間地域に位置する山村地域は、その大半を占める森林の管理や林業生産活動を通じて、林産物等の安定的な供給、国土の保全、きれいな水や空気の提供、美しい自然景観の保全等安全で豊かな国民生活を支える重要な存在です。

森林の適正な整備及び保全を通じ、生物多様性の持続的な利用等を図るためには、その担い手たる森林所有者や林業労働従事者等が森林の所在する山村地域に生活し、日常的に森林に接することにより適時適切に森林の整備及び保全を行っていくことが必要です。このため、これらの者が山村地域に定住できるよう、拠点となる集落への重点化など集落の位置及び機能を踏まえ、就業機会の増大や生活環境の整備等の定住条件整備のための施策を推進します。

(7) 国民等の自発的な活動の促進

地球温暖化防止や生物多様性の保全をはじめとする多面的機能を有する森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るため、活動フィールドの提供等の条件整備、指導者の養成、器材の貸与等の活動支援等を通じて、森林ボランティア活動などの広範な国民による自発的な森林づくり活動を促進するとともに、全国植樹祭、緑の募金等の国土緑化運動や「みどりの日」(4月29

日)「緑の週間」(4月23日～4月29日)を中心とした上下流の連携による地域の緑化活動の一層の展開と、全国各地の「緑の少年団等」の活動を核とした次代を担う青少年に対する森林の重要性の普及啓発を図ります。

また、巨樹・古木林や里山林等市民に身近な森林・樹木の適切な保全・管理のために必要な緑化技術の開発と普及啓発を推進します。

(8) 都市と山村の交流等

森林環境教育等の推進

森林での様々な体験を通じた森林環境教育、森林整備への参加、健康づくりや生きがいの場、さらには芸術や文化活動の場としての利用など、体験を通じて森林と積極的に関わる形での森林の利用への国民の期待の高まりに適切に対応することにより健康的でゆとりある国民生活の実現に資するとともに、社会全体で森林整備を進めるとの機運を醸成します。

このため、森林と人との共生林を中心に、児童、高齢者、障害者等を含む幅広い利用に配慮しつつ交流環境を整えるとともに、教育、福祉、保健等の分野の施策や森林ボランティア活動と連携を図りつつ、森林環境教育や山村生活体験など様々な体験活動の推進に必要な人材育成、プログラム開発、情報提供、子どもたちが体験活動を行う機会の提供等を推進します。

里山林等の保全・整備・利用の推進

身近な里山林や都市近郊林について、生物多様性の保全や保健・文化・教育的利用の場等として人々に継続的に利用され、維持管理されるよう、利用活動と保全・整備活動の一体的な推進を図ります。

森林所有者、地域住民等の連携及び協力の下で、自立的な活動を通じた里山林等の保全・整備・利用を推進するため、多様な活動の場となる「里山利用林」の設定、利用活動の推進を通じてその保全・整備に寄与する「森林の育て親」の募集、新たな活動の立ち上げに対する支援等を実施します。

また、市民参加協定の締結、都市が山村で行う「ふるさと共生の森」の設定、民間団体、NPO等を対象とするモデル公募事業等森林と人との共生林の整備に向けた条件整備や市民参加によって森林整備と資源循環利用を一体的に進めるなどの取組を通じて里山林等の保全・整備・利用を推進します。

(9) 持続可能な森林経営に向けての国際的な取組

基準・指標づくりに向けた取組

基準・指標は、持続可能な森林経営の進捗状況を客観的に評価するためのものです。「基準」とは持続可能な森林経営の重要な構成要素を規定するものであり、「指標」とは基準を具体的に計測・描写するための項目です。

我が国はカナダ、米国、ロシア、中国等の、欧州以外の温帯林等を持つ国とともに、平成6年に国際作業グループを形成し、基準・指標づくりに取り組んできました（モントリオール・プロセス）。

モントリオール・プロセスの基準・指標は、「生物多様性の保全」、「森林生態系の生産力の維持」等の7つの基準と、それらを具体的に計測・描写するための計67の指標からなっています。これらを用いて、国や地域ごとに指標に沿って定期的にデータを収集し、それらの変化を比較、分析、評価することにより、森林の取扱いが持続可能な方向に向かっているかどうかを判断します。

我が国においては、モントリオール・プロセスの基準・指標との互換性を念頭に、森林の状態と変化の動向を全国で統一した手法に基づき把握・評価するための調査等を実施していきます。

認証・ラベリング

持続可能な森林経営を支援する民間レベルを中心とした取組として、一定の基準及び規格等を満たす森林経営が行われている森林又は当該森林経営を行う組織等を認証するとともに、その森林から生産された木材・木材製品にラベルを貼付し、消費者の選択的な購買につなげる、いわゆる認証・ラベリング制度の導入が世界的にも増加しています。

我が国においては、実際に取得した事例や取得に興味を示す林業経営者等が増えてきており、国内基準の作成に関する検討が民間により行われています。認証ラベリングへの対応やその影響の検証に有用であることから、森林間連データについての所要の整備を図っていきます。

2 森林によって供給される財とサービスの提供及び利用の確保に関する施策

(1) 木材の有効利用の推進等

森林における木材の生産活動による収益が森林の整備及び保全に再投資されることは、生物多様性などの森林の有する多面的な機能の高度発揮を確立する上で大変重要です。このため、木材の有効利用とその供給体制の整備を推進することは、生物の多様性保全のためにも重要な課題となります。

また、森林より供給される木材は人と環境に優しい素材であり、これを多段階にわたり有効利用することは、望ましい森林の整備の確保はもとより、循環型社会の形成等の実現に資するものであることから、木材の有効利用を一層推進しなければなりません。

このため、木材産業の事業基盤の強化による木材の供給体制の整備はもとより、地域材を利用した家づくりや地域のシンボルとなる公共施設への木材利用といった建物及び工作物における木材の利用促進、林産物の利用の意義に関する国民への知識の普及及び情報の提供、木質バイオマスエネルギーの利用体制の整備やリサイクル可能な木質新素材の開発といった林産物の新規需要の開拓等を推進します。

(2) 特用林産物生産の促進

特用林産物の生産は、森林資源の持続的活用を通じて、森林の有する多面的機能の維持増進を支える農山村地域の活性化に資するなど重要な役割を果たしており、特に、再生産可能な木炭等については、水質の浄化や土壌の改良等環境改善分野における新たな利用を推進する必要があることから、特用林産物の生産振興や加工・流通施設等の整備を促進することとしています。

(3) 森林保全に配慮した森林の総合的利用の推進

森林と人との豊かな関係を構築し、環境との調和や資源循環利用に果たす森林・林業の役割への国民的理解の醸成を図る観点から、森林環境教育の推進、身近な森林における多様な活動の展開、森林づくりへの国民の直接参加、すべての世代の健康づくり等多様な目的に応じた森林・施設の整備と森林の新たな利用を推進します。

具体的には、「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」をはじめとする様々な森林・林業体験活動の促進とその受入体制や学校林など活動の場となる森林・施設の整備・活用、身近な里山林等の保全・整備と利用活動の一体的推進、森林ボランティア活動など国民が行う森林づくり活動への支援、及びユニバーサルデザインという考え方を踏まえた健康づくりや生涯学習の場に資する森林の整備とその利用を推進します。

また、森林環境の保全に資する美化運動の推進や、森林・山村の美しい観の保

全・形成に資するコンテストを農村や漁村と協調して実施します。

3 国有林野における取組

(1) 国有林野の管理経営

我が国の国土面積の2割、森林面積の3割に当たる国有林野は、平地或いは里山地域から奥地脊梁山地に至るまで広く所在しており、保育や間伐が繰り返し行われる人工林や広葉樹二次林から原生的な天然林まで様々なタイプの森林を含み、地域特有の景観や豊富な生態系を有する森林も多くあります。このような変化に富んだ森林は、多種多様な生物の生息・生育地となっており、その適切な管理経営を通じて、生物多様性の保全に大きな役割を果たしています。

また、近年においては、森林の有する国土の保全その他の公益的機能の発揮への期待が高まり、とりわけ地球温暖化の防止や生物多様性の確保等の観点から地球的規模で森林を持続的に利用管理するという認識が急速に広まるとともに、森林とのふれあいに対する期待が高まるなど、森林に対する国民の要請が多様化してきています。

こうした状況の中で、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから、生物多様性の保全も含む公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国民の多様な期待と要請の下に、国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、あわせて、林産物を持続的かつ計画的に供給し、国有林野の活用によりその所在する地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として管理経営を行っています。

生物多様性の保全には、原生的な森林だけではなく、人工林やぼう芽更新を行う二次林に至るまで、様々なタイプの森林の多様性を維持していくことが重要です。例えば、伐採後に植林が行われて間もない林地は、林冠の閉鎖した森林とは異なり、先駆的な植物の生育地となるほか、開放的な空間を利用して猛禽類が狩りを行うなど、このような林地に特有の環境に依存する様々な生物の生息・生育の場となり、生物多様性を構成する上で重要です。

このため、国有林野については、上記のような公益的機能を旨とする管理経営方針の下で、伐採を行わず自然の推移にゆだねる森林の他にも、天然力を活用した更新を図る天然生林、抜き伐りにより裸地化を避けつつ下層木を導入し更新を行う育成複層林、比較的長い間隔で伐採が行われる長伐期の人工林、比較的短い

間隔で伐採が行われる通常伐期の人工林や広葉樹の二次林など、自然条件に応じた様々な森林の整備を行うことにより、変化に富んだ森林環境を創出し、生物多様性の保全に貢献していきます。

(2) 公益的機能の維持増進を旨とした管理経営の推進

近年においては、生活の質的充実や地球環境問題を背景に森林の有する公益的機能の高度発揮等に対する国民の要請はますます強まっています。

国有林野の管理経営に当たっては、国民のこうした要請に適切に対応するため、森林・林業基本計画の多面的機能の考え方を踏まえ、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって類型化し、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分しています。

このうち、公益的機能の発揮を第一とする「水土保持林」及び「森林と人との共生林」は国有林野全体の約8割を占めており、木材生産の機能の発揮を第一とする「資源の循環利用林」の割合は約2割となっています。

(機能類型区分ごとの管理経営の考え方)

水土保持林

土砂流出・崩壊の防備，水源のかん養等を重視し、樹根や表土の保全，下層植生の発達期待される育成複層林施業や，長伐期施業等を推進します。

特に、山地災害防止機能等を重視する国土保全タイプでは、根系及び下層植生の発達を促すために必要と認められる場合に抜き伐りによる伐採を行います。また、水源かん養機能を重視する水源かん養タイプでは、人工林については、育成複層林施業や、通常40～60年で伐採可能な樹種を100年程度まで育成する長伐期施業及び通常伐期の皆伐施業を実施することとし、通常伐期施業では伐採面積の縮小と分散を図りモザイク状の森林とするよう努めるほか、溪流沿いや稜線沿いの部分を帯状に残し、溪流への土砂流出等を防止するとともに動物の隠れ家や移動経路としても機能する保残帯を設けています。

また、天然林において伐採を行う場合には、基本的に抜き伐りとし、樹齢や高さの異なる林木から構成され低木や草本等の下層植生の発達した森林に誘導します。

森林と人との共生林

原生的な森林生態系等貴重な自然環境の保全，国民と自然とのふれあいの場としての利用を図ることを重視し、野生動植物の生息・生育する森林の保護・整備，森林浴や自然観察等保健・文化・教育的な活動の場の整備，自然

景観の維持等を進めます。

特に、自然環境の保全を重視する自然維持タイプでは、そのほとんどが天然林であり、保護を図るべき動物の生息に適した環境に誘導するための伐採等の他は、原則として伐採は行わず自然の推移にゆだねる施業を行います。中でも生態系として特に重要な森林については、保護林を設定し、厳正に保存を図っています。また、保護林を核に野生動植物のための回廊を整備し、森林の連続性を確保することも重要です。

保健・文化・教育活動の場としての機能を重視する森林空間利用タイプにおいては、人工林の有する美的景観を維持する必要のある箇所では育成単層林施業及び育成複層林施業を推進します。

資源の循環利用林

環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産を行うことを重視し、木材需要に応えつつ森林の健全性を確保するための適切な更新、保育及び間伐を推進します。

特に、間伐の遅れた人工林では草本や低木などの下層植生が消滅し、生息する生物種数が減少することなどから、間伐や抜き伐りを適期に行うこと等によって、下層植生を維持し、林分を健全な状態に保ちながら林木を育成します。また、皆伐を行う場合、尾根筋や沢筋などの部分を帯状に残し、溪流への土砂流出等を防止するとともに、動物の隠れ家や移動経路としても機能する保残帯を設けています。

また、天然林においては、主として抜き伐りにより継続的な木材生産を行うとともに、ぼう芽更新によってシイタケ原木等を生産する林分では皆伐も行います。

なお、国民の要請の変化を踏まえ、いずれの機能類型区分においても天然林を皆伐等により人工林へ転換することはありません。

(適切な森林整備の推進)

重視すべき機能に応じた適切な森林整備を推進するとともに、多面的機能を十分に発揮することができる健全な森林を育成するため、計画的かつ効率的な間伐の推進を図ることとし、間伐材の利用促進等の総合的な取組を推進します。また、育成複層林の造成等を進める観点から、抜き切りを繰り返しつつ、徐々に更新を行う長期育成循環施業の導入を推進します。

なお、国有林面積の 56%(2001年3月末現在)が法令により保安林に指定され、水源のかん養、山崩れや土砂流出の防止等の公益的機能の発揮の上で重要な位置を占めています。これら保安林については、国土の保全、水資源のかん

養等の公益的機能が高度に発揮されるよう適切に管理されています。また、国有林では、国土保全上特に必要な保安林等を買入れ、整備・管理を行っており、国有林が買入れた保安林等の面積は、1954年度から2000年度までに25万6千haとなっています。

さらに、これら保安林を中心として、水資源のかん養や国土の保全、生活環境の保全の上で特に重要な森林については、「第九次治山事業七箇年計画」に基づき、林地の荒廃、山地の崩壊、山火事の発生等の防止やこれらの被害からの林地の復旧を目的として、治山事業を推進しています。

(地域連携による森林整備の推進)

国有林では流域を単位とした管理経営を推進しており、その流域の上流と下流の連携強化に取り組んでいます。その取り組みの一環として、近畿中国森林管理局では、近畿所在の国の出先機関が組織する近畿広域戦略会議に参加し、その連携プロジェクトとして「水の回廊『鮎の踊る鴨川』の再生」プロジェクトを推進しています。

このプロジェクトは、京都の歴史文化と自然を守り育てる鴨川水系の「清流の再生」、「多様な動植物が生息する水回廊の創造」を目標に、NPOなど一般市民によるボランティア活動を積極的に活用しつつ、水源地の森林の整備、中下流域での河畔林整備や下水道整備、琵琶湖の水質保全対策、河川整備などの各省庁の事業を有機的に連携させて実施していきます。

(3) 国有林野の維持及び保存

適切な保全管理の推進

国有林では、森林の病虫害、山火事等の森林被害の防止を図るとともに、森林の利用者の指導等を行うため、日常の森林巡視のほか、鳥獣保護区域内の狩猟等の違法行為あるいは高山植物の盗掘の防止等、貴重な動植物の保護を目的としたパトロールを実施し、国有林の適切な保護・管理に努めています。

優れた自然環境を有する森林の維持・保存

奥地脊梁山地に広く所在している国有林野は、優れた景観を有し、多種多様な野生動植物が多数、生息・生育するなど豊富な森林生態系を維持している森林も多く、地球環境保全や生物多様性の確保の観点からも、その維持・保存はますます重要になってきています。

このため、国有林野の管理経営を公益的機能の維持増進を旨とするものへ転換したことに伴い、自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存等を行う上で重要な森林については、「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」に区分

し、自然環境の保全を第一とした管理経営を行います。2001年4月1日現在、「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」として区分された森林は、国有林野総面積の約19%に当たる約142万haとなっています。中でも、特に原始的な天然林や貴重な動植物の生息・生育地等特別な保全・管理が必要な森林については、保護林として積極的に指定するなどその拡充を図ります。

これに加え、森林生態系保護地域を中心に他の保護林とのネットワークの形成を図るため、「緑の回廊」を設定し、野生生物の自由な移動の場として保護するなど、より広範で効果的な森林生態系の保護に努めます。

入林者の影響等による植生の荒廃防止、回復のための措置が必要な箇所については適切に対処するとともに、立入が可能な区域においては、学習の場として多くの国民が利用できるよう歩道の整備に努めるほか森林生態系に関する知識の普及啓発に努めていきます。

（保護林の設定及び管理）

上述のように、希少な野生動植物の保護、遺伝資源の保存等自然環境の保全の上で特に重要な森林については、「保護林」に指定して積極的にその保全を図っています。保護林は、その保護を図るべき対象や保護の目的に応じて、「森林生態系保護地域」「森林生物遺伝資源保存林」「林木遺伝資源保存林」「植物群落保護林」「特定動物生息地保護林」「特定地理等保護林」「郷土の森」の7種類に区分されており、2001年4月1日現在、合計で817箇所、約54万haが指定されています。

これら保護林については、区域の選定・設定手続きや取扱いの指針を定め、適切な保護管理を図っているところですが、具体的には、森林官等の森林管理署職員による巡視を通じた保護対象の状況の把握や入り込み者に対する指導・啓蒙、山火事・病虫害等の被害の防除、大規模な林地崩壊や地すべり等の災害の復旧措置等を実施するほか、個別の保護対象の特性に応じて個体の保護や生息・生育地の維持・保全に必要な措置を講じます。

7種の保護林のそれぞれの概要は、以下のとおりです。

| 種 類 | 目 的 等 | 箇所数 / 面積 |
|-------------|---|------------------|
| 森林生態系保護地域 | わが国の主要な森林帯を代表する原始的な天然林、その地域でしか見られない特徴を持つ希少で原始的な天然林を保存することにより、森林生態系からなる自然環境の維持、動植物の保護、遺伝資源の保存、学術研究等に資する。白神山地、屋久島等。 | 26 箇所 320 千ha |
| 森林生物遺伝資源保存林 | わが国の自然生態系の類型を代表する森林と一体となって自然生態系を構成する生 | 12 箇所 36 千ha |

物の遺伝資源で将来の利用可能性を有するものを、森林生態系内に保存。利尻・礼文、八甲田山等。

| | | |
|------------|--|-------------------|
| 林木遺伝資源保存林 | 主要な林業樹種及び希少樹種等の林木の遺伝資源を森林生態系内に保存し、将来の利用可能性に資する。 | 329 箇所 9 千ha |
| 植物群落保護林 | わが国または地域の自然を代表する植物群落及び歴史的、学術的価値等を有する個体の維持を図り、併せて学術研究等に資する。希少化している植物群落、分布限界に位置する植物群落やその他保護を必要とする植物群落、個体が存する区域を指定。 | 354 箇所 126 千ha |
| 特定動物生息地保護林 | 特定の動物の繁殖地、生息地等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。希少化している動物の繁殖地・生息地、他に見られない集団的な動物の繁殖地または生息地やその他保護が必要な動物の繁殖地・生息地を指定。 | 31 箇所 16 千ha |
| 特定地理等保護林 | わが国における特異な地形、地質等の保護を図り、併せて学術研究等に資する。 | 33 箇所 30 千ha |
| 郷土の森 | 地域における象徴としての意義を有する等の理由により、森林の現状維持について地元市町村の強い要望がある森林を保護し、併せて地域の振興に資する。国有林と地元市町村の間で30年を上限とした郷土の森保存協定を締結。 | 32 箇所 2 千ha |

このほか、これらの保護林に外接する森林においては、設定基準、取扱い方針等を定めたガイドラインに基づき、原則として皆伐による森林施業を行わず、複層林施業や天然生林施業を行うこととし、保護林内の環境の効果的な維持・形成を図ります。保護林の中でも「森林生態系保護地域」については、UNESCOの「人間と生物圏計画」(MAB計画)の考え方を参考にしつつ、森林生態系の厳正な維持を図るべき地区(「保存地区(コア)」)と、保存地区の森林に外部の環境変化の影響が直接及ばないよう緩衝の役割を果たすべき地区(「保全利用地区(バッファゾーン)」)とに区分しています。この「保全利用地区」は、自然条件等に応じて、森林の教育的利用や、大規模な開発行為を伴わない森林レクリエーションの場として活用することとしています。保全利用地区においては、入り込み者が一部地域へ集中することを防止するとともに、原生的な森林の中で森林の働きと森林との接し方を学ぶ機会を提供することを目的として、自然観察路、休憩施設、案内板等の教育用施設を整備するとともに、パンフレット等の学習用資料を配布して積極的な普及啓発に努める「森林

生態系保護地域バッファゾーン整備事業」を実施しています。

(国有林野における野生動植物の保護管理)

国有林においては、野生動植物の生息・生育環境の保全等自然環境の維持・形成に配慮した適切な森林施業を推進するとともに、森林官等の森林管理署職員による巡視等を通じて、野生動植物の状況の把握、山火事等の森林被害の防止、森林の利用者の指導等を図ることにより、野生動植物の保護に努めます。また、国有林における密猟や高山植物の盗掘等の違法行為に対しては、「司法警察職員等指定応急措置法」に基づく司法警察員（森林官等）による取締を実施していきます。

さらに、特に保護を重視すべき野生動植物については、「森林と人との共生林（自然維持タイプ）」及び「保護林」を適切に保護管理することを通じ、その保護・増殖を図ります。中でも、「種の保存法」により指定された種等、希少な野生動植物については、個体の保護・保全のための巡視、生息・生育環境の維持・整備に必要な森林等の保護管理手法の調査、生息・生育環境の維持・整備、その他希少な野生動植物種の保護に必要な措置を実施する「希少野生動植物種保護管理事業」を推進していきます。

例えば、長崎県対馬地域において、国内希少野生動植物種、国指定天然記念物であるツシマヤマネコの生息環境として好ましい森林を保全・整備するため、本数調整伐、枝打ちなどの作業を行い、下層植生が発達し、多様な構造を持った採餌環境として好適な林分への改良などを行っています。

(緑の回廊の設定、整備)

国有林野では、従来の保護林制度に加え、保護地域である保護林同士を連結し、生態的ネットワークを形成する緑の回廊を設定し、広範で効果的な森林生態系の保護に努めています。

保護林は、それぞれ離れた場所で設定されており、その区域の生態系の保護・保全に有効なものですが、緑の回廊は、これら保護林を帯状につなぎ、野生動植物の移動経路の確保と生息・生育地を拡大し、分断された個体群の交流を通じた個体群の保全と個体群の遺伝的な多様性の確保を進めるものです。それぞれの取組を進めることにより、森林生態系の構成者である野生動植物の多様性が保全され、森林生態系の一層効果的な保護・保全が図られることとなります。

1999年度には、林野庁において、学識経験者、N G O等の協力を得て、パブリックコメントによる意見も反映しながら、緑の回廊の設定基準、取扱い方針を取りまとめました。2000年度には、設定基準等に基づき、森林管理局（分局）

に委員会を設け、有識者、地域の行政機関、農林業関係者、自然保護NGO等の参加を得て検討を行い、全国10箇所、約19万8千haの森林の区域を緑の回廊として設定したところです(2001年4月1日現在)。

例えば、東北地方においては、奥羽山脈の稜線に沿って、北は青森県の八甲田山周辺から南は宮城・山形県の蔵王山周辺まで、幅約2km、延長約400kmにわたり、10箇所の保護林をつなぐ約8万8千haの森林帯が「奥羽山脈緑の回廊」として設定され、広い範囲の効果的な森林生態系の保護が図られています。

また、奥羽山脈と並んで主要な山地である北上高地では、早池峰山周辺森林生態系保護地域を核とした新たな緑の回廊の設定を進めています。この北上高地緑の回廊では、生態系保全の観点からは、国有林、民有林の区別なく緑の回廊を考えていくことが重要であることから、国有林が途切れる区間について、地元の町や県の協力により、民有林や県立自然公園と連携したかたちの緑の回廊とすることとしています。

緑の回廊に設定された区域の森林については、その後、人の手を全くかけないのではなく、必要に応じ一定の森林施業を行います。ただし、野生動植物の移動や休息・採餌等の緑の回廊としての機能の発揮が図られるよう維持・整備することとし、基本的な考え方として、現況が既に優れた林分となっている場合は、適切にその維持を図る、森林整備の必要がある場合は、下層植生の発達や裸地化の抑制を図ることとし、緑の回廊の全体として、針葉樹や広葉樹に偏らない樹種構成、林齢や樹冠層の多様化を図ること等としています。さらに、実際に伐採などを行う際には、繁殖期を避けて実施する、営巣、餌場等として重要な樹洞等がある巨木、古木は保残するなど野生動植物の保護が図られるよう、配慮します。

また、緑の回廊においては、巡視、入林者への普及啓発や、必要に応じて環境教育の場としての活用などを行うとともに、野生動植物の生息・生育実態の把握や森林施業との因果関係等の実証等のため、モニタリングに努めることとしているところです。

(4) 国有林の林産物の計画的・持続的な供給と利用の推進

国有林では、生物多様性の保全などの森林の有する多面的機能を発揮する観点から、国有林の機能類型区分に応じた育成複層林施業、長期循環育成施業などの様々な施業を行うことにより多様な森林を造成し、持続可能な有用資源である木材をはじめとした林産物を、長期的な計画に基づき、持続的に供給しています。

林産物の供給は、国有林が所在する里地里山などの地域の産業としても重要な役割を果たしています。その地域の活性化を通じて、地域の人々の生活・生産活動を維持することにより、里地里山の保全にも貢献しています。

また、木材は持続的に再生産が可能な環境にやさしい資源として注目されています。森林を継続的に適正に管理する「持続可能な森林経営」の下では、森林から生産された木材と同等又はそれ以上の森林蓄積が形成されることから、資源の循環的な利用が可能となり、循環型社会の構築に貢献しています。さらに、多様な林産物供給を安定的に行うことによって、途上国等で行われる略奪的な伐採行為の圧力を下げることが期待されます。

国有林の多様な森林から生産される多様な林産物は、主に建築用の製材品に利用されていますが、これらの建築物などに利用された木材は、森林が光合成により蓄積した二酸化炭素を長期にわたって固定・保存する役割も果たし、地球温暖化防止にもつながります。このような観点からも、国有林では、自ら行う治山事業等で木材の利用を積極的に推進するとともに、国や地方公共団体が行う公共施設や道路などの公共工事への木材供給を積極的に推進しています。

また、森林から生産される資源を、森林バイオマス資源として有効に利用することにより、化石燃料やその他の鉱物資源の利用を抑制することも期待されています。国有林においては、この森林バイオマス資源のエネルギー源としての利用の推進を積極的に支援していきます。

(5) 森林とのふれあいの場等の提供

国有林野内においては、国民のレクリエーション需要をはじめ森林への多様な要請にこたえて、多様な野生動植物の生息・生育環境となっている森林と人とのふれあいの場を提供することとしています。このため、四季折々の自然の美しさを楽しむことができる自然休養林、ハイキング、キャンプ、スキー等のアウトドアスポーツ活動のできる野外スポーツ地域、自然や野鳥等の観察に適した自然観察教育林等の「レクリエーションの森」を全国に1,263箇所（約41万ha）整備しており、レクリエーション施設と教育文化施設等の整備を通じて国民の利用を推進します。また、「レクリエーションの森」の良好な保全と快適な利用を促進するため、森林の整備等の経費の一部について、利用者の自主的な拠出による資金を充てる「森林環境整備推進協力金」制度を推進します。

このほか、森林の造成に自ら参加したいという要請に応えるため、国有林に樹木を植えて育てる分収造林制度を推進するとともに、一般企業や各種団体のフィランソロピー（社会貢献）活動の一環としての森林づくりへの参画への要請に応えるため、「法人の森林」制度を活用するとともに、国民の自主的な森林づくり活動を促進するため、ボランティア団体等に国有林野をフィールドとして提供する「ふれあいの森」の設定を推進します。

現在、これらの制度による森林整備は、着実に進んできており、多くの国民がこの制度への参加を通して、人間と環境との関わりの意義や環境保全の必要性に

ついて深い理解を示すに至っています。

さらに、国有林野事業においては、国民が森林の活用を通じて、生物多様性の保全などへの理解を深めるため、自然とのふれあいの場、青少年の教育の場等を総合的に整備する「ヒューマン・グリーン・プラン」、森林づくりの場と併せて滞在施設用地の提供等を行う「ふれあいの郷整備事業」、森林と自由にふれあう「ファミリー・フォレスト・ガーデン」、青少年の健全な育成と森林・林業の普及啓発等に資する「森林の学校総合整備事業」及び森林環境等に関する情報の提供、体験セミナー等を通じて、国民の森林・林業、木材等に関する理解を深める「森林ふれあい推進事業（森林倶楽部）」等を推進しています。